

市川市立小学校、中学校及び義務教育学校通学区域審議会条例

(設置)

第1条 本市に地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項の規定に基づき、市川市立小学校、中学校及び義務教育学校通学区域審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(任務)

第2条 審議会は、次の各号に掲げる事項について、教育委員会の諮問に応じ、調査審議するとともにその実施について建議することができる。

- (1) 通学区域の設定に関する事項
- (2) 指定された学校の変更及び区域外就学に関する事項
- (3) その他通学区域に関する必要な事項

(組織)

第3条 審議会は、非常勤の委員12名で組織する。

(委員)

第4条 委員は、次の各号により教育委員会が委嘱する。

- (1) 議会の推薦した議員 2名
 - (2) 学識経験のある者 6名
 - (3) 市川市立の小学校、中学校又は義務教育学校の校長 2名
 - (4) 市長部局の職員 2名
- 2 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。
- 3 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 審議会に会長及び副会長各1名を置き、委員の中から互選する。

- 2 会長は、会務を統理し、審議会を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会の会議は、会長が招集し、議長となる。

- 2 会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによ

る。

(参考意見等の聴取)

第7条 審議会において必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、参考意見又は説明を聞くことができる。

(審議会の事務)

第8条 審議会の事務は、教育委員会事務局学校教育部において処理する。

(報酬及び費用弁償)

第9条 市は、委員に対し、市川市特別職の職員の給与及び報酬並びに旅費及び費用弁償に関する条例(昭和31年条例第26号)の定めるところにより、報酬を支給し、及び職務を行うための費用を弁償する。

(審議会の運営その他必要な事項)

第10条 前各条に定めるもののほか、審議会の運営その他必要な事項は、審議会が教育委員会の同意を得て定める。

附 則

この条例は、昭和56年4月1日から施行する。

附 則(平成23年3月28日条例第4号抄)

(施行期日)

1 この条例は、平成23年4月1日から施行する。

附 則(平成28年3月16日条例第10号抄)

(施行期日)

1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に第6条の規定による改正前の市川市立小中学校通学区域審議会条例(以下「旧条例」という。)第4条第1項の規定により委嘱された市川市立小中学校通学区域審議会の委員である者は、平成28年4月1日(以下「施行日」という。)に、第6条の規定による改正後の市川市立小学校、中学校及び義務教育学校通学区域審議会条例第4条第1項の規定により市川市立小学校、中学校及び義務教育学校通学区域審議会の委員として委嘱されたものとみなす。この場合において、その委嘱されたものとみなされる者の任期は、同条第2項の規定にかかわらず、施行日における旧条例第4条第1項の規定により委嘱された市川市立小中学校通学区域審議会の委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。